

# もしもの時は！（強羅地区に噴石等が確認された場合）

箱根強羅自治会  
箱根強羅観光協会

## ◆避難に対する考え方

- ① 観光客、住民（要介護の対応）の命を最優先させる。
- ② 想定外を排除し、あらゆる事態に対処できるようにする。
- ③ 外国人観光客を考慮して、言語が障壁となり正確な情報及び避難が妨げとならないように自治会・消防団・観光協会各位が対応にあたる。
- ④ 箱根町を中心に、箱根強羅エリア火山防災協議会が連携をして対処する。

## ◆突発的噴火の時は

噴火発生警報（突発的噴火）と同時に、一次避難・二次避難の二段階避難を原則とする。

【一次避難】 屋外や木造建物2階以上にいた場合、堅牢な施設や木造建物1階に避難。

【二次避難】 一次避難後の状況により、あらゆる交通手段にて湯本方面・小田原方面へ避難。

噴火の予兆が確認され、気象庁から「火山の状況に関する解説情報」（以下解説情報）が発表され箱根町より避難指示が発令された場合は、あらゆる交通手段にて速やかに湯本・小田原方面へ避難する。

## 一次避難の場所は

堅牢な施設

（強羅旅館組合・強羅保養所組合・その他堅牢な施設と思われる施設）

※町指定避難（収容）施設（やまなみ荘）

## 二次避難の交通との手段

電車・バス・タクシー等の公共交通機関、施設保有の車両関係の協力をいただいております。

## 【緊急災害対策本部】

「やまなみ荘」に緊急災害対策本部が置かれます。

（自治会が中心となり消防団・観光協会等と情報を共有する）

宿泊、飲食施設から食料等の提供及び防災倉庫備蓄食料は「やまなみ荘」において管理します。

※この避難誘導手引きは箱根強羅エリア火山防災協議会作成の『大涌谷の噴火を想定した避難誘導マニュアル』を参考に作成されました。